

博物館学芸員課程

博物館には、専門的技能を有する学芸員を置くことが『博物館法』によって定められています。この学芸員の資格を得るためには一定の条件が必要ですが、本学では学芸員の資格を得ようとする学生のために必要な科目が設置され、これを修得した学生には卒業と同時に「学芸員資格証明書」が交付されます。

「博物館実習Ⅰ」と「博物館実習Ⅱ」の履修には定められた条件を満たしておく必要がありますから、以下の諸注意を読み履修計画を立ててください。

1. 学芸員資格の取得方法

学芸員の資格を得るには、『博物館法』第5条第1項第1号により下記の2つの条件を備えなければなりません。

- (1) 学士の学位を有すること。
- (2) 博物館に関する所定科目の単位を修得していること。

2. 科目履修規程

前項(2)の博物館に関する科目は、『博物館法施行規則』(第1条)に示されていますが、本学ではこれを基とし、文部科学省試験認定科目を加味して、次頁のように所要科目の履修規程を定めています。

注意事項

◎「博物館実習Ⅰ」と「博物館実習Ⅱ」は3年次生から履修する。履修するためには、前年度までに「博物館概論」、「博物館経営論」、「博物館資料論」、「博物館情報メディア論」の合計8単位を修得していることが条件となる(但し、大学院生及び科目等履修生にはこの条件を適用しない)。

◎科目により、登録にあたって特別な条件を課している場合があるため、各学部の履修要項でよく確認した上で登録手続きを行うこと。

エクセル挿入

3. 「博物館実習Ⅰ」と「博物館実習Ⅱ」

- (1) 「博物館実習Ⅰ」と「博物館実習Ⅱ」は、3年次または4年次において履修し、2科目を同年度に登録してください（登録に際しては、「博物館学概論」、「博物館経営論」、「博物館資料論」、「博物館情報メディア論」の合計8単位を修得していること）。
- (2) 「博物館実習Ⅰ」と「博物館実習Ⅱ」の内容には、大別して次の3つがあります（2科目あわせて3単位）。
 - (a) 春学期・週4時間（2コマ）、秋学期・週2時間（1コマ）の教室における「博物館実習」
 - (b) 博物館施設において集中的に行う「館園実習」
 - (c) 学外において行う「学外実習」あるいはそれに代わるレポート
 - (a) は実習全般にわたる基礎的学習に主眼をおくものです。
 - (b) は館園における実務体験を目的とし、夏期休暇中、またはその前後に5日間以上の集中実習を学内外の博物館で実施します。具体的なことは、担当者から指示します。
 - (c) は資料調査と資料の展示・取り扱いの学習を主な目的としています。
- (3) 「博物館実習Ⅰ」と「博物館実習Ⅱ」を履修する学生は、登録年度の前年の秋（11月上旬から12月中旬に予定）に開催する説明会に出席し、かつ課程登録をしなければなりません。詳細については免許資格関係掲示板（今出川校地、京田辺校地）で確認してください（ex. 2015年度に「博物館実習Ⅰ」と「博物館実習Ⅱ」を履修する場合は、2014年の11月上旬から12月中旬に開催される説明会で課程登録をすることになります）。課程登録をしなかった学生は、「博物館実習Ⅰ」と「博物館実習Ⅱ」の科目登録ができません（ただし、大学院生および科目等履修生については課程登録の必要はありません）。課程登録者数が定員を超過した場合にはスクリーニング（選考）を実施します。結果は翌年3月上旬頃に、免許資格関係掲示板に掲示しますので必ず見ておいてください。
- (4) 学部での登録手続き以外に、免許資格課程センター事務室（文化情報学部生・理工学部生・生命医科学部生・スポーツ健康科学部生・心理学部生・グローバル・コミュニケーション学部生は京田辺キャンパス教務センター）で博物館実習委託費納入手続き等が必要です。博物館実習委託費は、実習博物館への謝礼に充当され金額は5,000円です（「博物館実習Ⅰ」と「博物館実習Ⅱ」の両方を登録して上記金額。2013年度実績）。また、学研災付帯賠償責任保険（340円）にも加入しなければなりません。いったん納入した博物館実習委託費は、実習に参加しない場合でも返却しません。

実習が本学の講義期間中に行われ、平常の授業に出席できない場合には、免許資格課程センター事務室（文化情報学部生・理工学部生・生命医科学部生・スポーツ健康科学部生・心理学部生・グローバル・コミュニケーション学部生は京田辺キャンパス教務センター）で発行する「博物館実習参加に伴う欠席届」（館園実習専用様式）を申請し、実習開始前に当該授業担当者に提出してください。

「館園実習」用通学定期券の購入を希望する場合、「館園実習」先が決定次第、免許資格課程センター事務室または京田辺キャンパス教務センターで購入申請手続きを行ってください。

課程登録を忘れると「博物館実習」は受けられません

4. 学芸員資格証明書の交付

本学で定めた科目履修規程に基づき、学芸員の資格を得るための条件を備えた者には、本学の学長名で「学芸員資格証明書」が授与されます（3月下旬、大学より郵送）。ただし、本人の申請（4年次生のみ、3年次生は学士資格の見込みがないので申請ができない）がなければ交付されませんので注意してください。申請手続きについては11月頃に掲示します。

